

奈良市準用河川管理条例 新旧対照表

改正前					改正後				
別表（第5条関係）					別表（第5条関係）				
1 流水・土地占用料					1 流水・土地占用料				
区分	種別	単位	占用料	摘要	区分	種別	単位	占用料	摘要
流水占用料	鉦工業その他の用に供するもの	毎秒1リットル 1年につき	5,230円		流水占用料	鉦工業その他の用に供するもの	毎秒1リットル 1年につき	5,230円	
土地占用料	第一種電柱	1本 1年につき	<u>730円</u>	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。	土地占用料	第一種電柱	1本 1年につき	<u>800円</u>	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。
	第二種電柱	1本 1年につき	<u>1,100円</u>			第二種電柱	1本 1年につき	<u>1,200円</u>	
	第三種電柱	1本 1年につき	<u>1,500円</u>			第三種電柱	1本 1年につき	<u>1,700円</u>	
	第一種電話柱	1本 1年につき	<u>650円</u>	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。	土地占用料	第一種電話柱	1本 1年につき	<u>710円</u>	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。
	第二種電話柱	1本 1年につき	<u>1,000円</u>			第二種電話柱	1本 1年につき	<u>1,100円</u>	
	第三種電話柱	1本 1年につき	<u>1,400円</u>			第三種電話柱	1本 1年につき	<u>1,600円</u>	
	公衆電話所	1個 1年につき	<u>1,300円</u>		公衆電話所	1個 1年につき	<u>1,400円</u>		
	埋設又は架設管類	外径が4センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	<u>160円</u>		埋設又は架設管類	外径が4センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	<u>170円</u>
外径が4センチメートル以上		1メートル 1年につき	<u>270円</u>		外径が4センチメートル以上		1メートル 1年につき	<u>300円</u>	

改正前						改正後					
		上70センチメートル未満のもの						上70センチメートル未満のもの			
		外径が70センチメートル以上100センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	<u>390円</u>				外径が70センチメートル以上100センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	<u>430円</u>	
		外径が100センチメートル以上のもの	1メートル 1年につき	<u>780円</u>				外径が100センチメートル以上のもの	1メートル 1年につき	<u>860円</u>	
		仮設建築物	1平方メートル 1月につき	<u>130円</u>	露店、工事用建築物その他これに類するもの			仮設建築物	1平方メートル 1月につき	<u>140円</u>	露店、工事用建築物その他これに類するもの
		通路橋、通路	1平方メートル 1年につき	<u>1,270円</u>				通路橋、通路	1平方メートル 1年につき	<u>1,390円</u>	
		その他前各項により 難しい工作物	1平方メートル 1年につき	<u>2,600円</u>				その他前各項により 難しい工作物	1平方メートル 1年につき	<u>2,800円</u>	
		原形のままの占用	1平方メートル 1年につき	<u>130円</u>	農耕地、採草地等			原形のままの占用	1平方メートル 1年につき	<u>140円</u>	農耕地、採草地等
		養魚	1平方メートル	<u>350円</u>				養魚	1平方メートル	<u>380円</u>	
			1年につき						1年につき		

改正前	改正後
<p data-bbox="159 204 286 240">備考 略</p> <p data-bbox="136 252 344 288">2 土石採取料</p> <div data-bbox="159 288 1061 339" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<p data-bbox="1173 204 1301 240">備考 略</p> <p data-bbox="1151 252 1359 288">2 土石採取料</p> <div data-bbox="1173 288 2076 339" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>